

社会・援護局関係主管課長会議資料

平成22年3月2日(火)

社会・援護局
地域福祉課
消費生活協同組合業務室

目 次

(重点事項)

頁

1 緊急経済対策における取り組みについて	1
2 生活福祉資金貸付制度について	7
3 ホームレス対策等について	11
4 地域福祉の推進等について	16
5 民生委員・児童委員活動の推進について	22
6 消費生活協同組合の指導・監督について	24

(連絡事項)

1 全国民生委員児童委員大会について	28
2 全国ボランティアフェスティバルについて	28
3 隣保館運営事業功労者に対する厚生労働大臣表彰について	28

(参考資料)

1 平成22年度地域福祉課予算(案)の概要	29
2 生活福祉資金の貸付実績等	30
3 都道府県別のホームレス数	36
4 ホームレス施策実施状況別のホームレス数推移	37
5 安心生活創造事業について	38
6 日常生活自立支援事業について	63
7 地域福祉計画について	79
8 民生委員・児童委員の選任について他	91
9 「共済事業向けの総合的な監督指針」の改正案について	107
10 消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令案の概要について	116

重 点 事 项

1 緊急経済対策における取り組みについて

平成21年度補正予算額: 700億円

いずれの事業も補助率 国10/10

緊急雇用創出事業臨時特例交付金

都道府県で 基金の積み増し

住宅手当緊急特別措置事業

離職者であって就労能力及び就労意欲のある者のうち、住宅を喪失している者又は喪失するおそれのある者に住宅手当を支給

【要件】 離職後2年以内であって、常用就職等の意欲のある者（収入、預貯金が一定額以下）

【支給】 上限額は、地域ごとに設定。支給期間は、最長6ヶ月（更に3ヶ月の支給延長可能）

※平成21年度中に、利用者にとって使いやすい制度にするために、収入要件の緩和等の運用改善を図る。

ホームレス対策事業

ホームレス等の自立を支援するため、次の取組を実施

○ホームレス緊急一時宿泊事業（既存建築物の借り上げにより、緊急一時的な宿泊場所の提供等）

○ホームレス総合相談推進事業（巡回相談活動等の実施）

○ホームレス自立支援事業（自立支援センターにおける生活指導、職業相談等の実施） 等

公営住宅の間仕切り設備の工事費補助

離職によって住居を喪失した者（主として単身世帯）に対し、いち早く安価で安定した住居を提供するため、地方自治体が公営住宅（複数世帯）の空き家に間仕切り工事を行い、居住場所を確保

〈具体的なイメージ〉

自治体が公営住宅の各部屋ごとにドア、鍵等を設置したり、部屋と部屋の間パーテーション等により間仕切りを行う費用を補助

生活福祉資金貸付事業における市町村社協の相談体制の充実を含む。

就労支援事業の強化等

福祉事務所に就労支援員を増配置するなど福祉事務所等の離職者に対する支援体制を充実

基金で事業を実施するため、
1 年度が替わっても切れ目のない事業実施が可能
2 ニーズに応じて、迅速な事業実施が可能（国の交付決定不要）

生活福祉資金貸付事業における今後の課題

【生活福祉資金貸付事業の目的】

- 最終的に借受人が安定した生活、自立した生活を送れるようになること

そのためには

単に資金の貸付のみではなく、貸付のときから、個々の事情を十分に把握するとともに、貸付後も継続的に支援していくことが必要

相談者個々の状況に応じて、関係機関と連携した支援が必要（特に離職者に対しては、第2のセーフティネット、その他の雇用施策も含めた支援が必要）

【課題①】

社会福祉協議会の相談支援体制の充実が必要

【課題②】

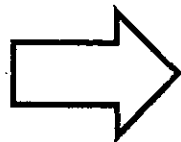
社会福祉協議会と自治体、ハローワーク等の関係機関との連携の充実が必要

平成21年度第2次補正予算により造成する基金を活用し、市町村社協の相談体制の充実を図っていただきたい。

関係機関との日頃からの連携を深めるとともに、「生活福祉・就労支援協議会」等に参加いただき、こうした協議の場の積極的な活用を図っていただきたい。

平成22年度における生活福祉資金貸付事業の財源について

貸付原資

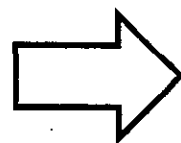


セーフティネット支援対策等事業費補助金
(補助率)国2/3 都道府県1/3

※ 要保護世帯向け不動産担保型生活資金については、
国 3/4 、 都道府県・指定都市 1/4

平成21年度第2次補正予算

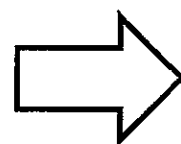
市町村社協等における相談員
の配置、活動に要する経費



緊急雇用創出事業臨時特例交付金(基金)

(補助率)国10/10

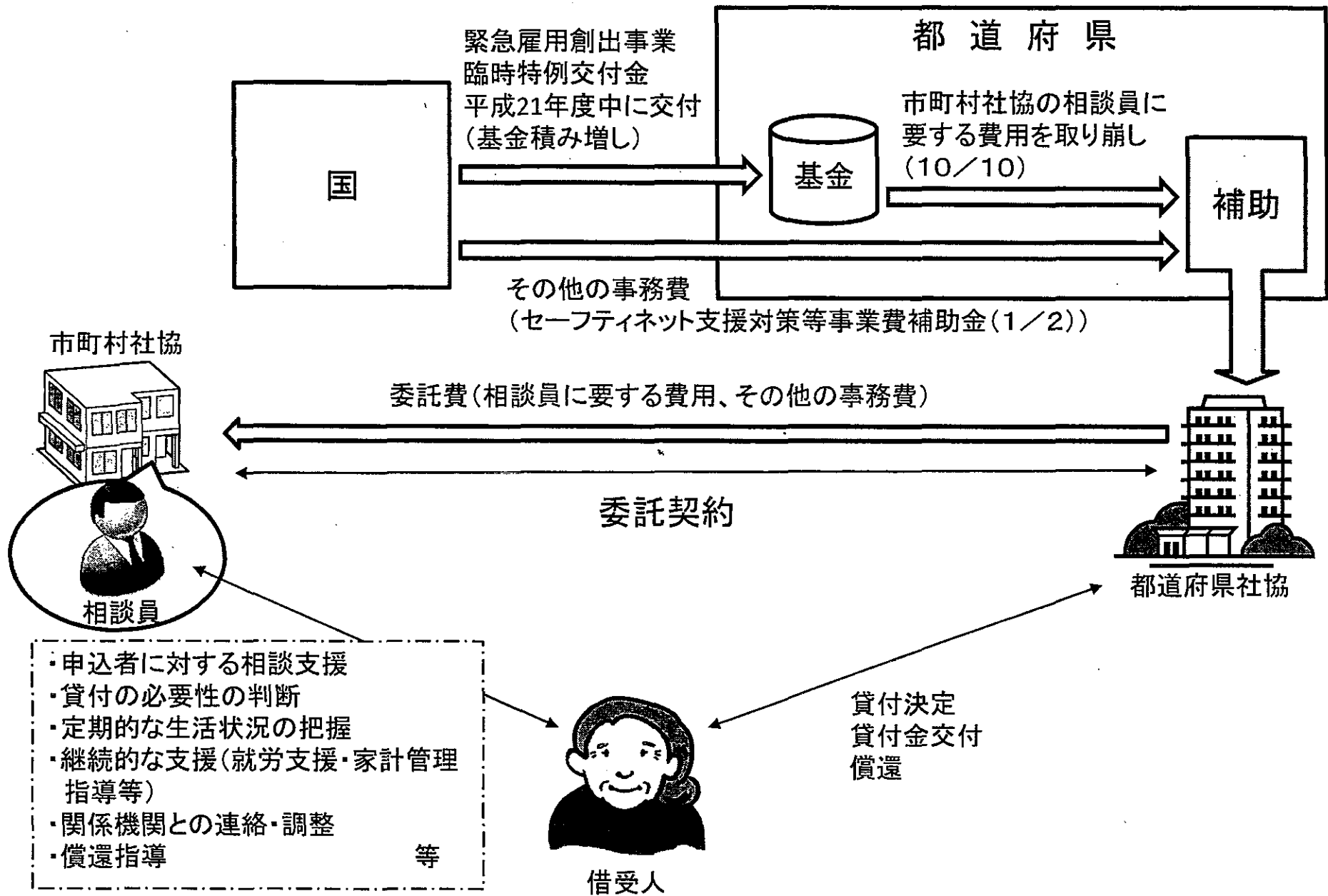
その他の事務費



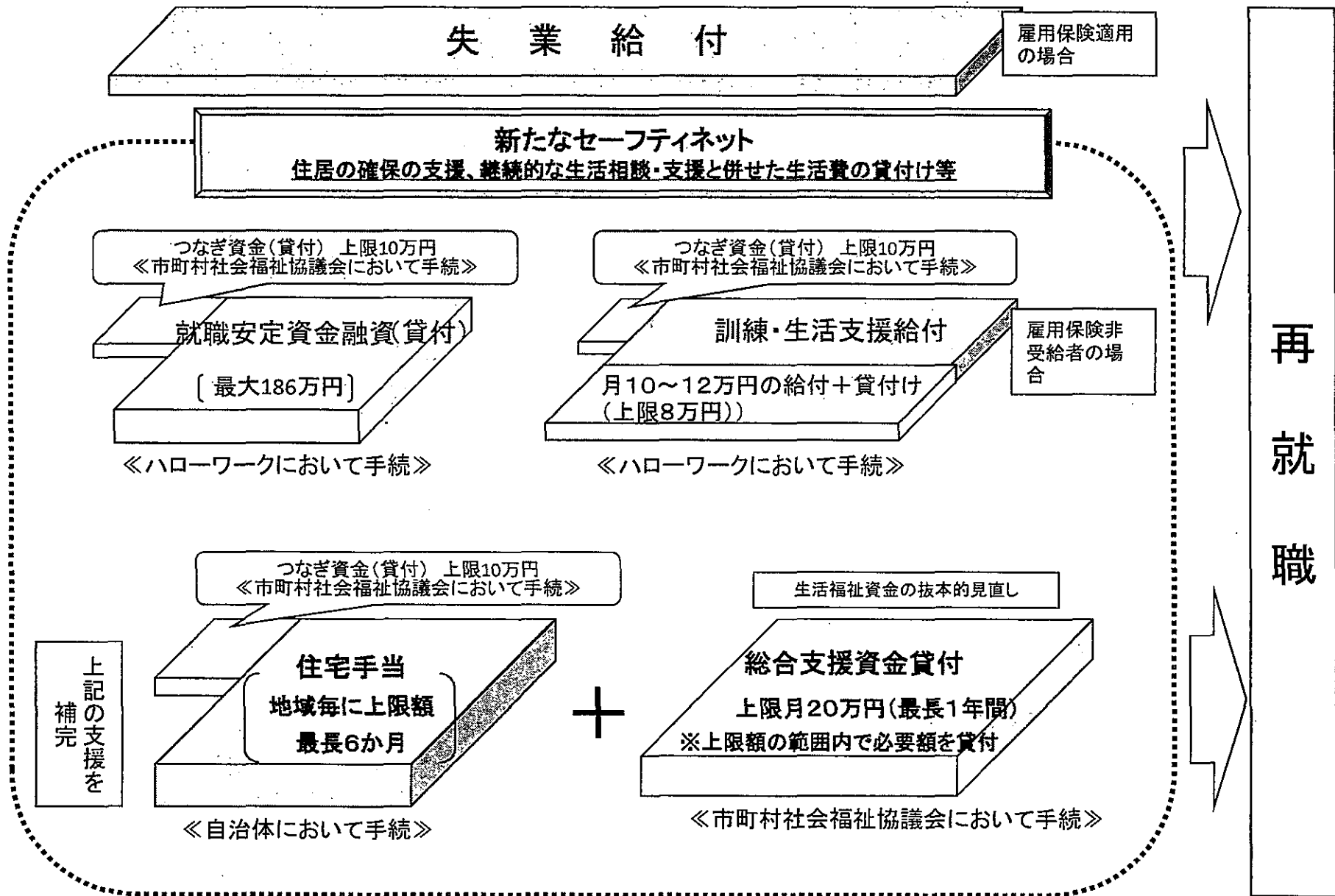
セーフティネット支援対策等事業費補助金

(補助率)国1/2 都道府県1/2

平成22年度生活福祉資金貸付事業における事務費の補助の流れ



新たなセーフティネットの構築



ホームレス対策事業について

現下の経済雇用状況に応じた事業の実施

経済雇用情勢の変化等により、今後、ホームレス、ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある方々が増加することも考えられるところ。また、以前からホームレス状態にある方々の取り巻く状況が悪化することも考えられるところ。



各自治体におけるホームレス数の状況等について、常に直近の状況を把握することに努めるとともに、ホームレス対策実施自治体はもとより、ホームレス対策未実施自治体においても、積極的にホームレス対策事業を実施されるようお願いしたい。(平成20年度実施自治体 33自治体 →平成21年度実施自治体 50自治体)

地域の状況に応じた柔軟な対応

ホームレス緊急一時宿泊事業(シェルター事業)については、空き旅館、社員寮等の借り上げによる緊急一時宿泊施設の設置を可能としたところであるので、地域の実情を踏まえ、積極的な事業の実施を図られるよう、お願いしたい。(平成20年度実施自治体 3自治体 → 平成21年実施自治体 28自治体(平成21年10月末時点、国庫補助協議分))

ホームレスの実態に関する全国調査について

ホームレスの実態に関する全国調査(概数調査)については、施策の効果を継続的に把握するために、毎年実施することとしており、引き続き、御協力をお願いしたい。

なお、平成15年調査と平成21年調査のホームレス数を比較すると、ホームレス対策を実施している自治体と実施していない自治体では、その減少率に大きな差がある(実施自治体:42%減、未実施自治体:8%減)。

対策実施自治体

H15.1調査 21,887人 ⇔ H21.1調査12,631人

対策未実施自治体

H15.1調査 3,409人 ⇔ H21.1調査3,128人

ホームレス対策事業の実施を積極的に御検討いただくよう、お願いしたい。

平成21年度第2次補正予算

緊急雇用創出事業臨時特例交付金に計上(補助率10/10)。平成21年度中に交付予定。

2 生活福祉資金貸付制度について

(1) 生活福祉資金貸付制度の役割・趣旨について

生活福祉資金貸付制度（以下「本貸付制度」という。）は低所得世帯等の経済的自立等を目的とし、資金の貸付と生活の支援を行う制度として制度発足から50年以上にわたり一定の役割を果たしてきたところであるが、平成20年の世界的な金融危機に端を発して、我が国でも、失業者、低所得者が急増する等雇用情勢が急速に悪化しており、本貸付制度がこうした方々の生活支援に対応できるよう、昨年10月に総合支援資金の創設、連帯保証人要件の緩和等の制度見直しを行ったところである。

昨年10月以降の総合支援資金貸付の実績を見ると、10月～12月の3ヶ月で貸付決定者数が約7,300人、貸付決定金額が約62.2億円であり、見直し前に比べ著しく増加しているところである。

【総合支援資金の貸付決定状況】

	貸付決定者数（人）	貸付決定金額（千円）
累 計	11,177	9,400,321
平成22年 1月	3,853	3,179,422
平成21年12月	3,972	3,309,749
平成21年11月	2,469	2,112,253
平成21年10月	883	798,895

各都道府県社会福祉協議会をはじめとした関係機関のご協力により、多くの方に活用いただいている状況であるが、現下の厳しい雇用情勢等を踏まえ、なお一層の活用が求められているところである。

(2) 制度の体制強化等について

本貸付制度は、相談支援とあわせて必要な資金の貸付を行うことにより、世帯の自立を支援する制度であり、そのためには、借受世帯及び借受を希望する世帯に対しては、貸付に当たり個別の資金ニーズを把握できるよう丁寧な相談を行うこと、また、

民生委員による相談・支援や社会福祉協議会による貸付決定から償還までの継続的な支援を行うことが重要である。

特に新たに創設された総合支援資金は、現に生活に困窮している者が自立するまでの間の生活費等の貸付を行うものであり、貸付に当たり丁寧に個別の事情等を聞いた上で可能な限り迅速に貸付決定を行うこと、多くの課題を抱えている借受人に対し自立に向けて丁寧に支援を行うことが、借受世帯の自立、貸付金の償還の確保等を図る上でとりわけ重要である。

他方、昨年10月の見直し以降、貸付に係る相談者、借受世帯は急増しており、本貸付事業の目的を達成するためには、社会福祉協議会の実施体制の充実が不可欠であり、特に、入口の相談支援、借受世帯に対する自立に向けた支援を行う市区町村社会福祉協議会の相談体制を整備・充実させることが重要である。

こうしたことを踏まえ、平成21年度第2次補正予算において、緊急雇用創出事業臨時特例交付金により各都道府県の基金を積み増し、市区町村社会福祉協議会の相談支援体制の充実に充てられることとしている（補助率：国10/10）ので、積極的に活用いただき、必要な相談体制の整備をお願いしたい。

【想定される基金の対象経費】

- ① 相談員を市町村社協に配置する場合の person 費
- ② 相談員を都道府県社協に配置し、市町村社協に派遣、巡回等を行う場合の相談員の person 費
- ③ 上記①、②の相談員の活動費（旅費、庁費等） 等

また、上記以外の事務費についても、実施主体である都道府県社会福祉協議会の貸付事務費、借受世帯との窓口となる市区町村社会福祉協議会の貸付事務費、民生委員が行う貸付調査・償還指導の実費弁償費、その他償還対策に必要な経費について、従前どおりセーフティネット支援対策等事業費補助金（補助率：国1/2、都道府県1/2）により補助する予定であるので、各都道府県におかれても所要の財政措置に特段のご配慮をお願いしたい。

(3) 関係機関との連携について

現在の厳しい雇用状況に対応するため、ハローワークを窓口として、就職安定資金融資事業をはじめとして離職者等を支援するための様々な雇用施策が行われているところであり、また、自治体においても求職中の離職者に対する住宅手当制度を昨年10月より実施しているところである。こうした雇用施策や住宅手当と本貸付制度がいわゆる「第2のセーフティネット」として離職者を適切に支援するためには、社会福祉協議会、自治体、ハローワークにおけるそれぞれの連携を密にし、相談に来た離職者を適切な施策につなぐとともに、必要に応じて各機関が互いに連携・調整を行いながら支援をしていくことが必要である。

今般、都道府県レベル及び地域レベルで関係する機関が具体的な連携のあり方を協議・調整する場として、「生活福祉・就労支援協議会」を設けることとしており、こうした協議会への積極的に参加いただくとともに、日頃からの連携を深めていただくようお願いしたい。

また、一方で、多重債務者に対する支援については、利用者等が抱えている債務の整理等を行う弁護士会、司法書士会、法テラス、消費者相談を行う消費生活センター等様々な関係機関と連携して支援を行う必要がある。多重債務問題については、各都道府県に関係機関が参加し、連携して支援を行うための多重債務者対策本部等が設置されているところであり、こうした連携の仕組みの中に都道府県社会福祉協議会が参加することも重要である。

このように様々な課題を抱える低所得者の自立を支援するためには、福祉関係機関との連携のみならず、様々な機関との連携が重要であり、各都道府県におかれては、関係機関との連携に当たり、都道府県社会福祉協議会に対する必要な支援をお願いしたい。

(4) 生活福祉資金貸付制度の積極的な広報について

低所得者等が必要に応じて本貸付制度を活用でき、本貸付制度が低所得者等のセーフティネットとして十分に機能するためには、さらに積極的な周知等を行うことが求められている。そのため、各都道府県においては、実施主体である都道府県社会福祉協議会と十分な連携・調整を図った上で、例えば、公共の場でのポスターの掲示、ビラの配布、行政の広報、マスメディア等の活用等による本貸付制度の積極的な周知・広報をお願いしたい。

また、広報・周知を行うに当たっては、セーフティネット支援対策等事業費補助金の活用についてもご検討いただきたい。

(5) 生活福祉資金会計準則等の見直しについて

昨年10月の見直しに伴い、生活福祉資金会計準則等についても見直しが必要であることから、この機に全面的な見直しを行い、平成22年4月より施行することとしている。今回の見直しにあたっては、社会福祉法人会計基準に則った形で行うこととし、新しい会計準則等においては、生活福祉資金貸付事業について社会福祉法人会計基準を補完するものとして設けることとしている。施行にあたっては、経過措置を設けることとしており、円滑に移行できるようご協力いただきたい。

また、本貸付制度は、公的な資金を活用して資金の貸付を行う制度であり、不適正な資金管理や経理が行われた場合、それにより制度全体の信頼を損ねることにもなることから、各都道府県におかれても各都道府県社会福祉協議会において適正な資金管理等が行われるよう、引き続きご指導いただきたい。

(6) 要保護世帯向け不動産担保型生活資金について

要保護世帯向け不動産担保型生活資金の貸付については、平成19年度に創設され、3年に1度、担保となっている居住用不動産の再評価を行うこととしている。この再評価については、不動産鑑定士に依頼を行うこととし、その費用負担については、各都道府県社会福祉協議会が負担（貸付当初の費用負担は、福祉事務所）することとしている。

平成22年度は、事業創設以降3年が経過する最初の年度であり、再評価の事例も生じることとなるため、各都道府県におかれては、都道府県社会福祉協議会に再評価件数の見込を聴取した上で、その事務費にかかる所要の財政措置について特段のご配慮をお願いしたい。

なお、本費用についてもセーフティネット支援対策等事業費補助金（補助率：国1/2、都道府県1/2）により補助する予定であるので、ご活用いただきたい。

3 ホームレス対策等について

(1) 平成22年度のホームレス対策事業について

厚生労働省では『ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法』及び同法に基づく『ホームレスの自立の支援等に関する基本方針』（以下「基本方針」という。）に基づき、福祉、雇用等の各分野にわたって施策を総合的に推進してきたところである。

平成22年度においても、引き続き、総合相談事業や、生活相談・指導、職業相談、健康診断等を行う自立支援事業等を実施することとしているので、社会福祉法人、特定非営利活動法人等の民間団体との連携、協力の下での事業の推進を図られたい。

(2) ホームレス緊急一時宿泊事業（シェルター事業）等について

現下の厳しい雇用失業情勢の中、解雇や派遣労働者の雇止め等によるホームレスやホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者の増加に対応するため、ホームレス対策の拡充が求められているところである。

このため、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」（平成21年12月8日閣議決定）を踏まえ、緊急的に貧困・困窮者の支援を強化するため、空き社員寮等の借上げによる「緊急一時宿泊施設」の設置等の継続的支援を行うこととしている。

具体的には、

①空き社員寮、簡易宿泊所等の借上方式による緊急一時宿泊施設の増設

②施設利用者や退所者に対する生活指導、安否確認などのきめ細やかな相談支援を行う相談員の配置

③ホームレス自立支援センターの設置・運営

などに要する経費を平成21年度第2次補正予算において「緊急雇用創出事業臨時特例交付金」に計上したところである。

これにより平成22年度予算との間がつながれ、国における交付決定手続きが不要となることから、自治体において、迅速で切れ目のない事業実施が可能となり、より機動的で効果的な支援対策が期待できるところである。

これまでホームレス対策事業に取り組まれてきた自治体はもとより、ホームレス数が少ない等の理由から事業を実施していない自治体においても、積極的にホームレス

対策に取り組まれるよう御検討をお願いしたい。

	平成20年度	平成21年度
ホームレス対策実施自治体	33自治体	50自治体
ホームレス緊急一時宿泊事業実施自治体 (平成21年10月末時点、国庫補助協議分)	3自治体	28自治体

(3) ホームレスの実態に関する全国調査について

ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）については、法及び基本方針に基づき実施される施策の効果を継続的に把握するために毎年実施することとしており、平成22年度予算においても、当該調査に係る経費を確保したところであるので、引き続き、御協力をお願いしたい。

なお、平成15年調査と平成21年調査のホームレス数を比較すると、ホームレス対策を実施している自治体と実施していない自治体では、その減少率に大きな差がある（実施自治体：42%減、未実施自治体：8%減）ことが確認されており、ホームレス対策を実施していない自治体においては、事業の実施を積極的に検討されたい。

	平成15年調査	平成21年調査
ホームレス対策 <u>実施</u> 自治体のホームレス数	21,887人	12,631人
ホームレス対策 <u>未実施</u> 自治体のホームレス数	3,409人	3,128人

地方改善事業の実施について

(1) 地方改善事業の実施について

ア 隣保館整備・運営等事業

隣保館整備・運営等事業については、今後とも多様化するニーズに的確に対応するためには、一般対策を活用することが必要であり、これまでの施策の成果が損なわれるなどの支障が生ずることのないよう、ご配慮願いたい。

なお、平成22年度予算案における関係事業については、以下のとおりであるので、地域の状況や事業の必要性に応じて実施するよう、管内の市町村に対してご周知願いたい。

・隣保館整備等事業

隣保館整備等事業については、各地方公共団体の需要を踏まえ所要の額を計上している。

・隣保館運営事業

隣保館は、地域住民に対して福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる地域に密着したコミュニティーセンターとしての役割を担っていくことが必要であることから、その運営に当たっては、次の点に留意し、地域住民から期待される隣保館としての運営がなされるとともに、高齢者、障害者に対する在宅福祉等の施策についても、十分活用が図られるよう管内市町村に対しご周知願いたい。

(ア) 隣保館においては、地域住民のニーズ等を的確に把握し、身近できめ細

やかな福祉サービスが提供できるよう、社会福祉等に関する事業を総合的に推進する必要があることから、関係部局等との密接な連携の下で館運営が行われるよう、管内市町村に対しご周知願いたい。

(イ) 隣保館職員は地域住民の生活上の様々な相談に応ずるとともに、地域住民がそのニーズに応じて各種サービスを受けられるようにする、いわゆるコーディネーターの役割を担う必要がある。